

主な指摘事項【計画相談支援・障害児相談支援】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
人員	従業者	<p>相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務する場合については、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、</p> <p>①身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合 ②支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合 ③その他市町村がやむを得ないと認める場合</p> <p>を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することが基本となる。については、現状の勤務体制において、併設の事業所との兼務の状況が上記に照らし適切ではない場合には、当該兼務を見直すこと。</p>	1件
運営	計画相談支援給付費の額に係る通知等	<p>法定代理受領により市町村から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費支給を受けた場合は、利用者等に対し当該給付費の額を通知すること。</p>	1件
運営	指定計画相談支援の具体的取扱方針・記録の整備	<p>アセスメントの実施日等その実施状況に係る記録が整備されておらず、アセスメントの実施に当たって利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ったものであるかどうか確認できなかった。については、初回アセスメントに関する記録様式を明確に定めこれを運用すること。</p> <p>サービス担当者会議の開催について、議事録等の保管がなされておらず、その開催の有無が確認できなかった。サービス担当者会議の開催に当たっては、相談支援専門員がサービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、福祉サービス等の担当者より専門的な見地からの意見を求めることが重要であるため、これらの内容が分かる記録様式を明確に定め運用すること。</p> <p>サービス等利用計画の作成及びこれに係る一連の業務について、実施状況に係る記録等必要な記録の整備を行い、計画相談支援を提供した日から5年間事業所において保存すること。</p>	1件
運営	勤務体制の確保等	<p>相談支援専門員における勤怠管理が不明確であったため、月ごとの勤務表（出勤簿等）を作成し、その勤怠実績を明らかにすること。</p> <p>従業者の資質の向上及び計画的な育成のために、研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管すること。</p>	1件